

東京23区在住または在勤の皆さんへ

# 移住支援金 100万円を支給します

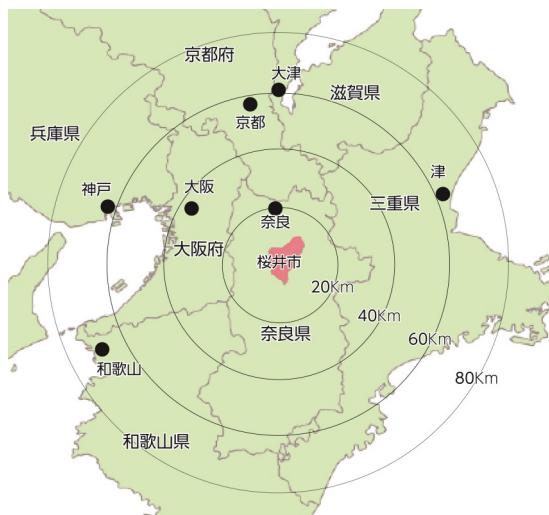


最大

## 桜井市ってどんなところ…？

面積約99km<sup>2</sup>、人口約5万5千人のまちです。市街地には、JR桜井（万葉まほろば）線や近鉄大阪線が走り、大阪までは電車や車で1時間圏内でアクセスできます。

古代飛鳥以前に都があった土地であることから、古墳や遺跡が数多くあります。特に市内北部の纏向遺跡は、邪馬台国畿内説の最有力候補地として注目を集めています。また、由緒ある神社仏閣もあり、全国に誇れる文化財を多く抱えています。こうした地域の個性を、まちづくりの中でも存分に生かし、魅力あふれるまちづくりを進めています。



## 対象者は…？

裏面に記載のある①②③すべてにあてはまる方

## いくら支給されるの…？

2人以上世帯：100万円※1 単身：60万円

世帯員にいる18歳未満1人につき100万円※2

※1世帯要件あり※2裏面に記載のある③(ア)の要件で申請する場合のみ

## どこに申請すればいいの…？

下記へ申請してください。申請書等は桜井市ホームページに掲載しています。

お気軽にお問合せください。

桜井市市長公室行政経営課

☎0744-42-9111内線1262



◀詳細はこちら  
(桜井市ホームページ)

対象者等  
詳細は裏面へ

## 対象者の詳細は…

次の①②③のすべてにあてはまる者

### ①移住元要件：次の(ア)～(ウ)すべてにあてはまる者

ア) 「東京23区内に在住」または「東京圏※1に在住し、東京23区内に通勤」していた者

イ) 移住する直前10年間のうち通算5年以上、  
23区内に在住または23区内に通勤していた者

ウ) 移住する直前に連続して1年以上、23区内  
に在住または23区内に通勤していた者

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域を除く地域

【条件不利地域】次の①②いずれかに該当する市町村

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、  
山村振興法、離島振興法、半島振興法又は小笠原諸島  
振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村（政令指  
定都市を除く）②平成22年から令和2年までの人口減  
少率が10%以上の市町村

詳細は、表面の問い合わせ先へ

### ②移住に関する要件：次の(ア)～(カ)すべてにあてはまる者

ア) 暴力団員でないこと

イ) 暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

ウ) 日本人、または外国人であって「永住者・  
日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者・特別永住者」のうち、いずれかの在留資格を有すること

エ) 移住する直前に在住していた市区町村において、直近1年間市区町村税等を滞納していないこと

オ) 支援金の申請時において、移住後1年以内であること（起業を伴う移住を除く）

カ) 桜井市に支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること

キ) 移住する直前の10年間で申請者またはその世帯員として支援金を受給していないこと

### ③次の(ア)～(オ)いずれかにあてはまる者

ア) 就業に関する要件

- ・勤務地が奈良県内に所在すること
- ・就業先が、奈良県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること（奈良県以外のマッチングサイトに掲載している求人による就業を除く）
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと（事業承継を前提とする就業を除く）
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ・求人応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること

・当該就業先に、支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること

・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

イ) 専門人材に関する要件

- ・内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用しての移住及び就業であること
- ・勤務地が奈良県内に所在すること
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ・当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- ・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと

ウ) テレワークに関する要件

- ・所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
- ・内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型）を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと
- ・移住先で週20時間以上テレワークにより勤務し、原則として恒常的に通勤していないこと

エ) 起業に関する要件

- ・1年内に奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること

オ) 関係人口に関する要件

次の(i) (ii)すべてにあてはまる者

- i) 転入時に50歳未満であり、桜井市に居住経験のある者
- ii) 次のいずれかに該当する者であること
  - ・農林水産業に従事する者
  - ・市内事業者の事業を継承する者
  - ・自治会に加入しており自治会活動を5年以上継続的に行う意思のある者
  - ・地域活性化・生活機能のサポート・地域資源の維持管理の取組等の活動を行う団体に所属し、5年以上継続的に行う意思のある者